

みんなの夢を はぐくむ交付金

自治会や市民活動団体が平成28年度中に行う営利を目的としない
自主的な公益活動に対して「みんなの夢をはぐくむ交付金」を交付します。
問市民協働推進課²⁹5015、総合支所地域振興課、支所地域振興班、
いわくに市民活動支援センター⁴⁴0288

☆どんな制度？

市民活動団体に対して「みんなの夢をはぐくむ交付金」を交付することで、市民活動の活性化および団体の育成を図ります。



☆対象は？

- 次の要件などを満たしている団体
 - 主な事務所が市内にあること
 - 5人以上の構成員により組織されていること
 - 組織の運営に関する規約などの定めがあること
 - 事業計画、事業報告、予算、決算を書類により示すことができること
 - 1年以上継続して活動を行っていること、または行う見込みがあること

●次の要件を全て満たしている事業

- 団体が自分で企画と実施をする新規の事業
- ※既存の事業であっても、新たな企画が加わることなどにより事業が拡充または改善される事業でも可
- 市民活動の主な効果が市内で生じる事業
- 岩国市の他の補助金や委託料の交付を受けていない事業
- 4月1日から平成29年3月31日までに実施する事業

☆対象事業には次のようなものがあります。

- ①保健、医療または福祉の増進を図る活動
- ②観光の振興を図る活動
- ③まちづくりの推進を図る活動
- ④地域安全活動
- ⑤子供の健全育成を図る活動
- ※団体が自由なテーマで事業を実施する「団体提案型事業」のほか、市が設定した仕様書に沿って事業を行う「市提案型協働事業」があります

☆いくら交付されるの？

交付対象経費の3分の2（30万円を上限）
※活動に必要な経費（講師謝礼、消耗品、印刷代、広告料など）に対し交付金を交付
※1団体につき1事業

☆審査はあるの？

申請書類の審査およびプレゼンテーションによる審査があります。

☆申請したい！

申請期間 4月1日(金)～28日(木)
申請方法 所定の申請書に必要事項を記入し、直接、市民協働推進課、総合支所地域振興課、支所地域振興班、いわくに市民活動支援センターへ提出
※申請様式は各申請窓口で取得、または市ホームページからダウンロード可

注意してください

必ず、事業実施前（計画の段階）に申請してください。事業終了後の申請は、交付の対象になりませんので注意してください。

詳細は、市ホームページまたは各申請窓口へ問い合わせてください。